

米国からの生鮮ばれいしょ輸入解禁要請に関する意見書

米国産ばれいしょについては、現在、病虫害侵入のリスクを回避するため、ポテトチップ加工用に限って日本への輸入が認められているところである。

しかし、今般、国においては、米国からの生鮮ばれいしょの輸入解禁要請を受けて、病虫害リスク評価等の協議が進められていると農林水産省から説明があった。

国は、わが国の農業に悪影響を与えるおそれのある病虫害の侵入は、どんなことがあっても許さないとの強い決意の下で、毅然とした姿勢で、協議に対応することとしているが、仮に生鮮ばれいしょの輸入が解禁されれば、産地はジャガイモシストセンチュウ等の病虫害侵入の脅威にさらされるとともに、低廉な輸入品が流通することにより国内産ばれいしょの価格の安定性が失われ、作付縮小や離農など農家経営のみならず地域経済へ深刻な影響を与えると同時に、食料自給率の低下を招くなど、わが国の食料安全保障の強化という国策の方向性にも逆行することとなることが懸念される。

本県のばれいしょの生産量は約8万2千トン、産出額は約129億円（令和6年）となっており、県の重要な基幹作物であり、中でも離島農業における重要性に鑑み、県としては、今後とも、国の検討状況等を注視しつつ、県内の農業団体や生産者の意見を伺いながら、適切に対応していくこととしている。

よって、国においては、今後の協議においても、下記の事項について、産地の立場を認識し、徹底した防疫対策の構築、適宜の情報提供を行うなど、慎重な対応をされるよう強く要望する。

- 1 輸入解禁による影響について、産地は大きな不安を抱いていることから、国は、科学的根拠に基づき、慎重かつ毅然とした対応を行うこと。
- 2 米国との協議に当たっては、産地に重大な損害を与えるおそれのある病虫害の侵入防止に向け、侵入リスクが「ゼロ」となるよう解禁条件の設定を講じるとともに、協議の状況を適宜情報提供すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月9日

鹿児島県議会議長 日 高 滋

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣 殿
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣